

平成22年度予算

私立大学等經常費補助金 配分基準別記7（特別補助）

平成23年3月

日本私立学校振興・共済事業団

別表 1

(1) 専任教員等 1 人当たりの金額

区 分	金 額
大 学	千円 590 (1,330)
短 期 大 学 学 校 高 等 専 門 学 校	330

注 () は、医歯学部教員に適用する。ただし、医学部看護学科に所属する教員は除く。

(2) 学生 1 人当たりの金額

区 分				金 額	
大 学 〔通信教育を 除く〕	大学院	博士課程	医歯学部(生命歯学部を含む)及び獣医学を履修する課程の学生 (医学部看護学科の学生を除く。)	千円 256	
			上 記 以 外	156	
		修士課程	医歯学部(生命歯学部を含む)及び獣医学を履修する課程の学生 (医学部看護学科の学生を除く。)	176	
			上 記 以 外	116	
		専 門 職 学 位 課 程		116	
		学 部	医歯学部(生命歯学部を含む)及び獣医学を履修する課程の学生 (医学部看護学科の学生を除く。)	36 (61)	
	上 記 以 外		26 (51)		
	短 期 大 学 ・ 高 等 専 門 学 校 (通 信 教 育 を 除 く)				26 (51)
	通 信 教 育				9

注 1 金額の欄中 () は、地方中小規模校の学生に適用する。

*地方の定義

①及び②以外の地域

①埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府及び兵庫県(ただし、過疎地域自立促進特別措置法第2条1項、第33条第1項、第33条第2項に基づき過疎地域に指定されている地域を除く。)

②政令指定都市

*中小規模の定義

収容定員2,000人以下の大学・短期大学・高等専門学校

5 障がい者の入学の推進

〔対 象〕

教育上特別な配慮を要する障がいのある学生のうち、次に定める i、ii の両方を満たす学生を受入れる大学等、又は、いつでも受入れることができるよう具体的配慮を行っている大学等。

ただし、通信教育（部・課程）と通信教育を行う修士・博士課程（通信制大学院）に在籍する学生も含める。

- i 当該年度5月1日現在において大学等の正規の課程に在籍している者。通信教育（部・課程）と通信教育を行う修士・博士課程については、当該年度5月分の学費（教育費）又は、在籍料を当該年度5月1日までに納付した者。ただし、補助教材費のみの納入者は除く。
- ii 次に定める a から f に該当する者。
 - a 「視覚障がい学生」

両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障がいが高いもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のものである。
 - b 「聴覚障がい学生」

両耳の聴覚レベルがおおむね60デシベル以上のもののうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のものである。
 - c 「肢体不自由学生」

ア 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のものである。

イ 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のものである。
 - d 「視・聴・肢の障がいを併せ有する学生」

上記 a、b、c の三区分のうち、障がいの程度が二つ又は三つの区分に該当するもの。
 - e 「発達障がいを有する学生」

発達障がい（自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、その他これに類する脳機能の障がい）を有するために日常生活又は社会生活に制限を受ける者で、学校が教育上特別な配慮を行っているもの。
 - f 「その他教育上特別な配慮をしている学生」

学校が教育上特別な配慮を行っている学生のうち、次のアとイのいずれかに該当するもの。ただし、いずれにおいても一時的障がいを除く。

ア 上記 a、b、c における障がいの程度に該当しない視覚障がい学生、聴覚障がい学生及び肢体不自由学生。

イ 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度の病弱者等。

〔算定方法〕

ア 障がいのある学生の受入れ数に基づき表12により増額する。

イ 表13で定める各区分の取組みの当該年度5月1日現在における実施件数に、1件当たり100千円を乗じて得た額を増額する。

表12

受入れ学生数	増 額
1～5 人	2,000 千円
6～10	4,000
11～15	6,000
16～20	8,000
21～25	10,000
26～30	12,000
31～40	15,000
41～50	18,000
51～60	21,000
61～70	24,000
71～80	27,000
81～90	30,000
91～100	33,000
101以上	36,000

表 1 3

区 分		取 組 み
1	相談員の配置の有無	カウンセラーやコーディネーター等を配置する等、相談体制を整備している。
2	施設・設備に関する配慮の有無	施設のバリアフリー化にかかる取組みや、点字パソコン、情報機器・支援機器等の設備の整備を行っている。
3	入学志願者に対する配慮の有無	入学試験前における入学志願者に対する配慮や、特別入試の実施、別室受験や点字による出題など入試にかかる配慮を行っている。
4	授業等の支援方法の有無 (1)	移動介助者や手話通訳者等の配慮、障がいに応じ必修科目の内容の振り替えや履修上の配慮、定期試験における別室受験や点字による出題などの配慮を行っている。(施設・設備に関する配慮を除く。)
	授業等の支援方法の有無 (2)	上記「授業等の支援方法の有無 (1)」に該当する場合で、全教員を対象に配慮事項の周知を行っている。
5	生活支援の実施の有無	通学支援や保護者との定期面談の実施など学生生活全般にかかる支援に取り組んでいる。(施設・設備に関する配慮を除く。)
6	障がい学生の自立に対する支援の有無	就職先の開拓や就労にかかるサポート、資格の取得やスキルの習得など、自立を促す支援に取り組んでいる。
7	学内支援者の育成の有無	障がいに関する基本的理解や基礎的な支援技術の習得といった障がい理解に関する授業を開講するなど、大学教育の一環として支援者の育成に取り組んでいる。

(注) 各区分において複数の取組みが該当する場合であっても1件とする。

平成23年度予算

私立大学等經常費補助金配分基準

別表 1

(1) 専任教員等 1 人当たりの金額

区 分			金 額
大 学	博士課程	教授、准教授	千円 1,972 (2,928)
		講師、助教、助手	1,872 (2,828)
	修士課程	教授、准教授	1,176
		講師、助教、助手	1,076
	学 部		590 (1,330)
短 期 大 学 ・ 高 等 専 門 学 校			590

注 () は、医、歯学部教員に適用する。ただし、医学部看護学科に所属する教員は除く。

(2) 学生 1 人当たりの金額

区 分			金 額
大 学 〔 通信教育を 除 く 〕	大学院	博士課程	千円 医歯学部（生命歯学部を含む）及び 獣医学を履修する課程の学生 （医学部看護学科の学生を除く。） 504
		上 記 以 外	404
		修士課程	医歯学部（生命歯学部を含む）及び 獣医学を履修する課程の学生 （医学部看護学科の学生を除く。） 352
		上 記 以 外	292
	専 門 職 学 位 課 程		292
	学 部		医歯学部（生命歯学部を含む）及び 獣医学を履修する課程の学生 （医学部看護学科の学生を除く。） 78 (103)
		上 記 以 外	68 (93)
短 期 大 学 ・ 高 等 専 門 学 校 （ 通 信 教 育 を 除 く ）			68 (93)
通 信 教 育			51

注 1 金額の欄中 () は、地方中小規模校の学生に適用する。

*地方の定義

①及び②以外の地域

①埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府及び兵庫県(ただし、過疎地域自立促進特別措置法第2条1項、第33条第1項、第33条第2項に基づき過疎地域に指定されている地域を除く。)

②政令指定都市

*中小規模の定義

収容定員2,000人以下の大学・短期大学・高等専門学校

(4) 障がいのある学生（次の a から e のいずれかに該当する学生）1人当たりの金額

区 分		障がいの程度	金額
a.	視覚障がい学生	両眼の視力がおおむね0.3未満のものまたは視力以外の視機能障がいが高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能または著しく困難な程度のものである。	千円 800
b.	聴覚障がい学生	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のもののうち、補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが不可能または著しく困難な程度のものである。	
c.	肢体不自由学生	(1) 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能または困難な程度のものである。 (2) 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のものである。	
d.	発達障がいを有する学生	発達障がい（自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、その他これに類する脳機能障がい）を有するために日常生活または社会生活に制限を受ける者で、学校が教育上特別な配慮を行っているもの。	
e.	その他教育上特別な配慮をしている学生	学校が教育上特別な配慮を行っている学生のうち、次のアまたはイのいずれかに該当するもの。 ア 上記の a ～ c における障がいの程度に該当しない視覚障がい学生、聴覚障がい学生及び肢体不自由学生 イ 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療または生活規則を必要とする程度の病弱者等	

(5) 障がいのある学生に対する具体的配慮の取組状況

区 分		取組み	金額
1	相談員の配置	カウンセラーやコーディネーター等を配置する等、相談体制を整備している。	千円 200
2	授業等の支援の実施	移動介助者や手話通訳者等の配慮、障がいに応じた必修科目の内容の振り替えや履修上の配慮、定期試験における別室受験や点字による出題など、授業にかかる支援を行っている（施設・設備に関する配慮は除く。）。	200
3	生活支援の実施	通学支援や保護者との定期面談など、学生生活全般にかかる支援を行っている（施設・設備に関する配慮は除く。）。	200
4	自立に対する支援の実施	就職先の開拓や就労にかかるサポート、資格の取得やスキルの習得など、自立を促す支援に取り組んでいる。	200
5	施設・設備に関する配慮	施設をバリアフリー化している。または、点字パソコン、情報機器・支援機器等の設備を整備（導入）している。	200
6	入学志願者に対する配慮	入学志願者に対する事前説明などの配慮や、特別入試の実施、別室受験や点字による出題など、入試等にかかる配慮を行っている。	200
7	教員に対する配慮事項の周知及び徹底	全ての教員を対象として、障がいのある学生について配慮・支援する事項等の周知徹底を行っている。	200
8	学内支援者の育成	障がいに関する基本的理解や基礎的な支援技術の習得といった障がい理解に関する授業の開講など、大学教育の一環として支援者の育成に取り組んでいる。	200

(6) ICTを活用した教育研究環境の整備状況

区 分		金額
1	学習管理システム (学習管理システムの利用により、次の内容のいずれかを実施している。)	千円
	(1) 教員から学生への授業関連情報の伝達(学習課題の提示、学習教材の配信等)	200
	(2) 学習履歴または学生支援状況の管理(学生と教職員の双方が参照可能)	
	(3) 電子掲示板等の設置(授業に関する学生相互の情報共有を目的とする)	
2	遠隔教育 (正規の授業について、次の内容のいずれかを実施している。)	200
	(1) 任意の時間での授業の受講(ビデオ・オン・デマンド・システム等)	
	(2) 他大学等で行われる授業の受講または他大学等への授業の配信	
3	理解度把握システム (正規の授業について、次の内容を実施している。)	200
	教員の教育力の向上並びに授業の質向上を目的とした、授業時間中にその場で学生の理解度を把握する技術(PC・クリッカー等)の利用	
4	教育内容改善への支援 (ICTを活用した教育内容の改善のため、次の内容のいずれかを実施している。)	200
	(1) 人員の配置(担当部署や委員会の設置等)	
	(2) 教員を対象とした研修会等の開催	

私立大学等の教育研究装置・施設の整備費に対する補助

平成24年度予算額	8,554,314千円
(うち、復興特別会計)	4,173,132千円)
うち、耐震化の促進	4,173,132千円
【平成23年度予算額	6,585,178千円】
(うち、耐震化の促進	1,248,087千円)

(1) 本補助は、我が国の学術研究及び高等教育の高度化を推進するため、私立大学等の教育研究装置及び施設の整備費について補助するものである。

(2) 東日本大震災の教訓を踏まえ、学生等の安全を確保するための学校施設の耐震化が急務であることから、平成24年度においては、「学校施設耐震改修事業」の拡充に加え、非構造部材の耐震対策や備蓄倉庫、自家発電設備の整備等の防災機能強化のための整備を推進するとともに、アスベスト対策工事を支援する「環境衛生対策推進事業」、**身体障害者や高齢者等の施設の利用に配慮した「バリアフリー推進事業」**を引き続き支援する。

また、経営戦略や研究戦略上意欲的なプロジェクトに対し研究施設・設備を一体的に支援するため、「私立大学戦略的研究基盤形成支援事業」を引き続き実施する。

さらに、教育研究活動の環境整備や既存施設のマルチメディア対応施設への改造及び学内LAN等の整備を支援する「教育研究装置等整備費補助」、太陽光発電等の再生可能エネルギー活用などに配慮した施設整備に対して支援する「エコキャンパス推進事業」についても引き続き実施する。

〔内 記〕

(単位：百万円)

区 分	24年度 予算額	23年度 予算額	比較増 △減額	補 助 対 象	
私立大学戦略的研究基盤形成支援事業 (研究施設・研究装置)	1,756	2,242	△486	研究施設及び研究装置	
教育研究装置等整備費補助	2,346	2,764	△419	教育研究用の装置、マルチメディア施設改造工事、学内LANの敷設工事及び通信装置等	
研 究 装 置	518	592	△ 74		
教育装置	大学・短大・高専	231	264		△ 33
	専修学校(専門課程)	137	156		△ 20
ICT活用 推進事業	大学・短大・高専	1,405	1,686		△281
	専修学校(専門課程)	55	66	△ 11	
私立大学等防災機能等強化緊急特別推進事業	4,192	1,519	2,673	学校施設の耐震診断を含む耐震補強工事、アスベスト対策工事、 施設のバリアフリー 化工事 、非構造部材の耐震対策や備蓄倉庫、自家発電設備の整備等の防災機能強化のための工事等	
学校施設耐震改修事業	3,530	1,248	2,282		
防災機能強化事業	438	0	新規		
バリアフリー推進事業	135	165	△ 30		
環境衛生対策推進事業	89	106	△ 16		
専修学校防災機能強化緊急特別推進事業	205	0	新規	学校施設の耐震診断を含む耐震補強工事	
エコキャンパス推進事業	55	60	△ 5	再生可能エネルギーの活用等に配慮した施設の改造工事	

(注) 補助率：1/2以内。(ただし、専修学校防災機能強化緊急特別推進事業は、1/3または1/2以内。)

〔予算額の推移〕

(単位：百万円)

区 分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
予 算 額	10,557	9,268	7,445	6,585	8,554
対前年度 増減額(率)	△ 77 (△0.7%)	△1,289 (△12.2%)	△1,823 (△19.7%)	△860 (△11.6%)	1,969 (29.9%)